

北海道電力株式会社 泊発電所
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「北海道電力株式会社 泊発電所」（以下「発電所」という。）に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（北電原第280号。2020年3月12日）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：北海道電力株式会社

代表者氏名：代表取締役社長 藤井 裕

申請日：2020年3月12日

申請の理由：組織内の業務範囲の見直しに伴う変更等のため。

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

1. 組織内の業務範囲の見直しに伴う変更
2. 法令改正に伴う変更
3. 記載の適正化

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織内の業務範囲の見直しに伴う変更

「北海道電力株式会社 本店」（以下「本店」という。）及び発電所における核燃料物質の計量管理に関する業務範囲の見直しに伴い、本店の「原子燃料サイクルグループリーダー」の計量管理に関する業務及び計量管理に関する組織図が適切に変更されていることを確認した。

（第7条、第52条、別図1）

2. 法令改正に伴う変更

- (1) 法第68条第3項（立入検査関連）が削除（令和2年4月1日施行）されることに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。（第23条、第48条）
- (2) 法第68条各項中、「その職員」が「当該職員」に改められる（令和2年4月1日施行）ことに伴い、同様に「その職員」から「当該職員」に適切に変更されていることを確認した。（第23条）
- (3) 法第43条の3の15（施設定期検査）が削除（令和2年4月1日施行）されることに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されていることを確認した。（別表5）

3. 記載の適正化

「別表7」において記載の適正化が行われており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。